**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

神奈川県大和市深見東一丁目六番八号

富士精工株式会社

代表取締役　安藤　英雄

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

新潟県燕市大曲三三七五番地

燕三条エフエム放送株式会社

代表取締役　坂本　洋司

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

石川県金沢市大桑町上猫下四番地七

環境開発株式会社

代表取締役　髙山　盛司

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

静岡県榛原郡吉田町川尻四三九一番地の一

鎌倉産業株式会社

代表取締役　生井　勇

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年七月七日開催予定の臨時株主総会及び同日開催予定の普通株主による種類株主総会の決議に基づき、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十六年七月三十一日です。

平成二十六年六月六日

名古屋市中区栄一丁目四番五号

株式会社中部日本倶楽部会館

代表取締役　近森　俊彦

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年六月二十七日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、平成二十六年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

大阪市淀川区三津屋南一丁目一番三三号

東拓工業株式会社

代表取締役　福永　誠次

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月六日

兵庫県明石市魚住町中尾一〇五八番地

シバタ工業株式会社

代表取締役　柴田　充喜

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である高松幸司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月六日

東京都千代田区九段南二丁目三番一四号

Crown Agents International Limited

日本における代表者　高松　幸司

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月六日

東京都新宿区西新宿六丁目二〇番一二号

H&K Restaurant Systems

日本における代表者　奥田　雄造

**限定承認公告**

本籍群馬県前橋市光が丘町一五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　二郎

右被相続人は平成二十六年二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年五月十四日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

群馬県前橋市箱田町四六三番地

相続財産管理人　木村　徹

**限定承認公告**

本籍栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田一六八二番地、最後の住所埼玉県八潮市大字伊草三七七番地　被相続人　亡　吉永　三平

右被相続人は平成二十五年七月一日から十日までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十八日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

東京都千代田区九段北一丁目四番五号北の丸グラスゲート五階

相続財産管理人渡辺まゆみ

代理人弁護士　水橋　孝徳

**限定承認公告**

本籍山梨県上野原市秋山七二一一番地、最後の住所東京都江戸川区西小岩四丁目八番一二号アーバンコート西小岩一〇五

被相続人　亡　原田　一英

右被相続人は平成二十六年一月二十二日死亡しその相続人は平成二十六年五月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

東京都江東区大島一丁目一四番一〇号

相続財産管理人　小笠原美雪

**限定承認公告**

本籍愛知県稲沢市下津南山町七九番地、最後の住所愛知県稲沢市清水八神町一四五番地市営住宅西島団地（二）一七―一〇六

被相続人　亡　三宅　正巳

右被相続人は平成二十六年四月九日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十八日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

愛知県一宮市木曽川町門間字角田三六番地

一　ミルキーウェイ一D

限定承認者　三宅　英一

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 六 | 上 | 一三 | 並行駐車 | 平行駐車 |

平成二十六年四月十四日（号外第八十四号）公布財務省令第四十三号（地方法人税法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一〇三 | 終りから四 | 第81条の31第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定 | 第81条の31第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定。 |

平成二十六年五月二十六日（号外第百十四号）国家公安委員会告示第二十一号（交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件）

（原稿誤り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二四〇 | 下終りから二 | 内蔵脂肪型肥満 | 内臓脂肪型肥満 |
| 二四二 | 下 | 二 | 内蔵脂肪型肥満 | 内臓脂肪型肥満 |

平成二十六年三月三十一日（号外第七十号）厚生労働省告示第百三十九号（健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件）

（印刷誤り）

同日（同号外）厚生労働省告示第百四十号（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件）

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月六日付第一二六号四八ページ●同日付政府調達第一〇四号六四ページ●三月十八日付衆会第九号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）